

事務連絡
令和4年3月24日

都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）

「B.1.1.529系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」（令和4年3月16日）の再周知について（周知依頼）

新型コロナウイルス感染症対策に関して、3月16日付けで厚生労働省から発出された標記件名に係る事務連絡について、3月18日付け及び22日付けで表現の一部変更及びQ&Aの追加により一部改正されたことを受け、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室より別添のとおり再周知の依頼がありました。

つきましては、貴都道府県におかれましては、貴都道府県登録の旅行者等に対しまして、別添のご周知方よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

（別添）内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室 事務連絡

「『B.1.1.529系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について』（令和4年3月16日）の再周知について（周知依頼）」